

～貸付金の特別償還・償還期間等変更を受付けます～

● 特別償還（全部繰上・一部繰上償還）

貸付未償還元利金は申し出により次のとおり特別償還をすることができますので、希望される方はご利用ください。

| 償還方法 | 全部繰上償還 | 一部繰上償還 | 受付締切 | 納付期限 |
|---------------|--------|---------|------------------|----------|
| 毎月償還 | 随時 | 随時 | 6月5日（金） 当組合必着 | 6月26日（金） |
| 毎月・期末勤勉手当併用償還 | | 6・12月のみ | | |

● 住宅・災害貸付金償還期間等変更

住宅貸付や災害貸付を利用している方は、6月・12月の年2回、償還期間の短縮や毎月・期末勤勉手当償還の割合を変更することができます。

変更を希望される方は、令和2年6月5日(金)までに当組合に申出書を提出してください。



ご注意ください！

住宅借入金等特別控除の適用を受けている方で、一部繰上償還又は償還期間の変更により償還期間が10年(120回)未満となった場合は**特別控除の対象外**となります。

申請書は[こちら](#)から出力できます。

当組合
ホームページ



「各申請書ダウンロード」
→「貸付関係申込書等」



16「全部・一部繰上償還承認申請書」
19「住宅（災害）貸付金償還期間等変更申出書」

上記記事に関するお問い合わせは

総務課福祉係 ☎028-615-7805